

# 北京大野木FM・天津大野木マイツニューズレター

2012年3月号

2012年3月29日 担当:鈴木明男

## 奨励類に該当する輸入設備に係る関税の免税及び手続について

2009年1月1日以降、国が発展を奨励する外商投資プロジェクトに係る輸入設備等について、輸入時にかかる増値税は課税されることとなった一方で、関税については免税とされてきました。

輸入設備等の輸入関税免税対象とされる設備の一つに、「外商投資産業目録」の奨励類に該当する外商投資プロジェクトの設備」がありますが、当該「外商投資産業目録」が2011年に改訂されているため、当該目録改定後の免税措置の取り扱いを定めた『税関総署広告2012年第4号』が2012年1月29日付けで公布されました。

当該公告では、「外商投資産業指導目録（2011年改訂）」の奨励類に該当する外商投資プロジェクトの輸入設備の関税については引続き免税であることが明確にされています。また、免税を受けるための手続が変更となっておりますのでご注意ください。

### 1. 改訂後の「産業指導目録」に該当する設備

2012年1月30日以降、「外商投資産業指導目録（2011年改訂）」（以下「新産業指導目録」とする。）の「奨励類に該当する外商投資プロジェクトで投資総額以内の輸入自社用設備など」は、「外商投資プロジェクトにおいて免税としない輸入品目録」「輸入において免税としない重大技術装備及び製品目録」に規定されているものを除き、「2011年改訂目録」施行（2012年1月30日施行）以降も、従来同様、免税であることが明確にされています。

### 2. 「新産業指導目録」に該当しない設備

「新産業指導目録に該当しない場合」であっても、従来の「産業指導目録」の奨励類に該当していた企業については、一定の手続を行なうことにより引続き輸入関税の免税措置を受けることが可能です。

ただし、2013年1月29日までに税関に対して、投資主管部門が発行した「プロジェクト確認書」等の関連資料を税関に提出し、減免税届出手続きを行なわなければなりません。

期限を超過して手続きを行なった場合には、税関は減免税届出書類の受理をしないことが規定されていますのでご注意ください。

### 3. プロジェクト確認コード

輸入設備の関税の免税手続を受けるためには、「プロジェクト確認書」の取得手続を行なう必要がありますが、当該「プロジェクト確認書」における「プロジェクト産業政策審査・承認」のコードは「M」である旨が規定されています。

税関は、当該「プロジェクト確認書」のコードが「M」である場合に限り受理することが規定されているため「プロジェクト確認書」の申請においてはご注意ください。

### 4. 税関管理監督期間

当該免税輸入設備は、5年間税関の管理監督を受けることとなります。

つまり、税関は輸入通関時より5年間は減免税手続きで届け出た通りの使用となっているか等を検査する権利を有しています。減免申請の届け出通りの使用をしていない場合等には、輸入時に減免した関税（2008年以前輸入設備は増値税も）が追徴されます。また、設備を処分する場合においても事前に税関の承認を得て、減免された関税を追納する必要があります。

ご質問、ご不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください（完）